○国土交通省告示第六百五十九号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定に基づき、平成三年運輸省建設省告示第二号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年五月二十九日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第三項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定に基づき、昭和三十年九月／運輸省／建設省／告示第三号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件）の全部を次のように改正する。

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署名
		上流端	下流端		
（略）					
重信川水系	重信川	左岸　愛媛県東温市下林九百番の一地先	海	出合	四国地方整備局松山河川国道事務所松山地方気象台
		右岸　同市見奈良二十五番地先			
	石手川	左岸　愛媛県松山市朝生田町四丁目九百九十五番二地先	重信川への合流点	湯渡	
		右岸　同市和泉北一丁目千九十六番地先			

改正前

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第三項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第二項の規定に基づき、昭和三十年九月／運輸省／建設省／告示第三号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件）の全部を次のように改正する。

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署名
		上流端	下流端		
（略）					
重信川水系	重信川	左岸　愛媛県東温市下林九百番の一地先	海	出合	四国地方整備局松山河川国道事務所松山地方気象台
		右岸　同市見奈良二十五番地先			
	（新規）	（新規）	（新規）	（新規）	